

大阪府災害時歯科保健医療提供体制推進懇話会の今後の進め方について



今後の具体的な進め方について(案)

- 大阪府域において、災害時に必要な歯科医療提供体制を構築できるよう、発災時における初動体制、関係機関(行政、関係団体、大学、病院歯科等)との連携体制等に関する検討を行ってはどうか。
- 懇話会での検討結果を踏まえ、具体的な初動体制等を示したガイドライン素案を作成し、訓練を実施してはどうか。
- 訓練等の結果を踏まえ、関係機関における課題等を整理し、次年度以降は、ガイドラインの改定等、PDCAサイクルに基づく取組みを進めてはどうか。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
懇話会		
	R6振り返り 論点整理	ガイドライン案の検討 連携体制等の検討 訓練案の検討
訓練・研修	災害歯科研修会	117訓練 (初動体制の確認等)
その他		
	中間とりまとめ (素案の完成)	ガイドライン素案の改定等 PDCAサイクルに基づく取組み

歯科医療提供体制構築推進・支援事業

令和8年度当初予算案 2.7億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ 少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆ 「骨太方針2025」においても、「歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

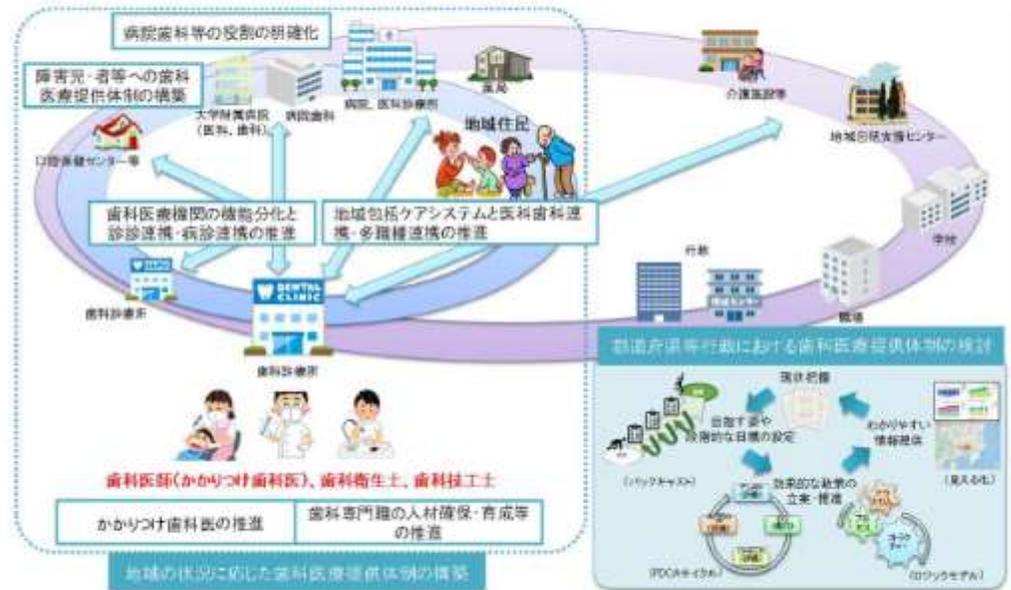
各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けた協議・検討に基づいた体制整備を支援する。

【実施主体】 都道府県
【補助率】 1/2相当定額

② 歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて具体的な取組を実施する事業を支援する。

【実施主体】 都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等
【補助率】 1/2相当定額



① 施策の目的

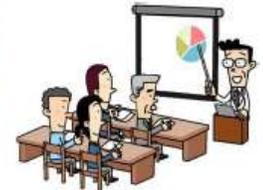
- 令和6年能登半島地震において、JDAT(日本災害歯科支援チーム)による被災者への歯科医療の提供や口腔管理の支援が行われ、災害時の歯科保健医療の重要性が示された。
- 「骨太方針2025」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記され、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震に備え、災害時の歯科保健医療の体制整備は喫緊の課題となっている。
- 一方、歯科巡回診療車での診療は、狭い空間で限られた器材を用いて歯科医療を提供するため、安全に効率的に治療を行うために、必要な知識や技術が求められることから、対応できる歯科専門職を増やすためには人材育成が必要である。
- また、災害時に歯科巡回診療を円滑に実施するためのチームの構築等の体制整備は、居宅や障がい者施設、無歯科医地区等歯科医師が減少している地域等の受診が困難な患者に対して、歯科巡回診療や訪問歯科診療を実施する際にも応用することができる。
- 本事業では、災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行うとともに、歯科巡回診療車を活用した提供体制の検証等のモデル事業を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
	○	



(参考：石川県歯科医師会HP)



③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療や口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。
また、整備した車両や歯科診療器材等については、歯科医師が減少している地域等への歯科巡回診療等にも活用。

<車両(例)>

- ・ 歯科医療機器等を搬送する移動車
- ・ 歯科巡回診療車

<歯科診療器材等(例)>

- ・ ポータブルユニット
- ・ ポータブルレントゲン
- ・ オートクレーブ
- ・ 浄水装置
- ・ 発電機

※ 歯科巡回診療車の整備については、以下の要件を満たすものとし、モデル的に実施。

- ・ 災害時において、JDATとして、他道府県への支援を行える体制を整備していること
- ・ 近隣都道府県において、歯科巡回診療車が、原則整備されていないこと
- ・ 災害医療(歯科保健医療)に関する協議会等において、定期的に災害医療(歯科保健医療)に関する検討を行っていること

- 災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するため、各地域のチーム養成や災害時等に対応可能な歯科衛生士を養成する研修を支援。
- 無歯科医地区等歯科医師の減少地域など、歯科巡回診療や巡回歯科健診等のニーズの調査・分析、及び提供体制の検討を支援。

【実施主体：都道府県(都道府県において補助対象先を決定)】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 災害時に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるようにするとともに、災害時の歯科医療提供体制の特性を活かし、全ての都道府県において歯科医療を提供できる体制を整備



(ポータブルユニット)

(ポータブルレントゲン)

(参考：DENTAPAC KOKOROリーフレット)

今後の課題・必要な取組等

- 保健医療調整本部訓練の結果等を踏まえ、引き続き、ガイドラインの改定等、PDCAサイクルに基づく取組が必要。
- 関係機関(行政、関係団体、大学、病院歯科等)との連携体制の構築を推進するため、研修会を行ってはどうか。
- 保健医療調整本部訓練等を活用し、ガイドラインの検証を行ってはどうか。
- 国庫補助事業(災害時等歯科保健医療提供体制整備事業)を活用し、災害時に必要な器具・器材等の整備を支援。

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
懇話会		
訓練・研修	災害歯科研修会 保健医療調整本部訓練 (初動体制の確認等)	研修会 訓練(ガイドラインの検証等)
その他	国庫補助事業を活用した器具・器材等整備	国庫補助事業を活用した器具・器材等整備